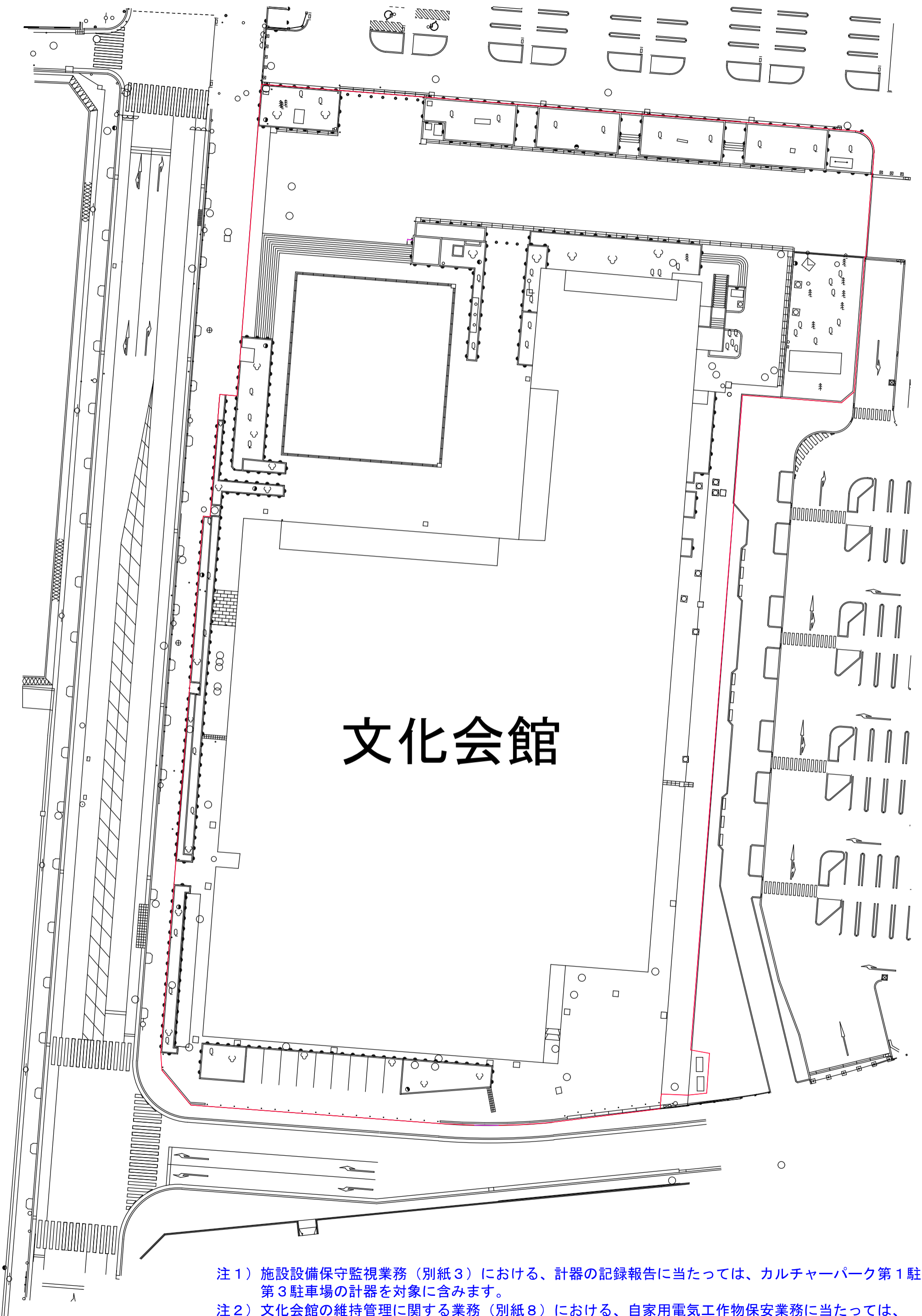


秦野市文化会館施設管理業務により管理する区域
(管理区域)



注1) 施設設備保守監視業務(別紙3)における、計器の記録報告に当たっては、カルチャーパーク第1駐車場、第3駐車場の計器を対象に含みます。
注2) 文化会館の維持管理に関する業務(別紙8)における、自家用電気工作物保安業務に当たっては、秦野市立図書館及び秦野市カルチャーパーク総合体育館の自家用電気工作物を対象に含みます。